法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第三百二十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、車両系建設機械特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

車両系建設機械特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百六十九条の二第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、別表第一から別表第七までの左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、これらの表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

別表第１　全ての車両系建設機械

1.1　原動機

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
1.1.1 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a　始動性	①　エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	①　始動が容易で、かつ、異音がないこと。
			②　予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		b　回転の状態	①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③　エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③　引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c　排気の状態	①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	①　排気色及び排気音が正常であること。
			②　排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
		d　エアクリーナー	①　ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	①　ケースに亀裂及び変形がなく、かつ、蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			②　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	②　著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③　油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。	③　油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、著しい汚れがないこと。
		e　締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部におけるボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。	緩み及び脱落がないこと。
		f　弁すき間	①　弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、かつ、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	①　弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g　圧縮圧力	①　圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	①　圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。